

南アルプス市障害者活躍推進計画

機関名	南アルプス市役所
任命権者	南アルプス市長
計画期間	令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。 なお、計画期間内においても、取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。
障害者雇用に関する課題	南アルプス市においては、令和2年度から令和6年度を計画期間とし、法定雇用率を目指す障害者活躍推進計画を作成し、積極的な雇用拡大に努め、令和5・6年度と法定雇用率を満たしている。今後とも、障害者である職員が働きやすく活躍できる環境を構築していくことで、法定雇用率を満たし、不本意な形での離職を生じさせないマネジメントを継続していく必要がある。
目標	
1. 採用に関する目標	【法定雇用率（国、地方公共団体等）】 現行（令和6年4月1日以降）2. 8% ※令和8年7月から、更に0. 2%引き上げ。3. 0% <u>数値目標（令和11年6月1日時点）3. 0%</u> （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：3. 44% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を充実させるとともに、組織外の関係機関である労働局、公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担及び各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。